

条例名について

これまで青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、「(仮称)青森市障がい者の権利に関する条例」としてきたところですが、条例に規定する内容を条例案骨子とし取りまとめ条例案を作成いたしましたことから、本条例の目的等を踏まえ、条例名を以下の中から決めたいと考えております。

【案 1】「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」

【案 2】「青森市障がい者の権利に関する条例」

【案 3】「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい青森づくり条例」